

## 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮

平成28年9月30日より、新規許可又は有効期間更新の申請時における資産要件の取扱いが変更されます。

### ◎ 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置を使う申請について

① (旧)特定労働者派遣事業主	平成30年9月29日受理分まで利用可
② 新規に許可申請する事業主	平成28年9月29日受理分まで利用可
③ <u>許可有効期間更新申請をする事業主</u>	

### 措置の内容

#### ★ 常時雇用している派遣労働者の人数が10人以下であり 1つの事業所のみを有する中小企業事業主

(当分の間の措置)

直近の年度決算書で資産要件を確認

→①～③すべてを満たすこと

##### ① 基準資産額が1000万円以上

(基準資産額＝総資産額－負債の総額)

※ 総資産額は、繰延資産および営業権(のれん)を除きます。

##### ② 基準資産額が負債の総額の1/7以上

##### ③ 現金・預金額が800万円以上

#### ★ 常時雇用している派遣労働者の人数が5人以下であり 1つの事業所のみを有する中小企業事業主

(改正派遣法施行後、3年間の暫定

措置)

直近の年度決算書で資産要件を確認

→①～③すべてを満たすこと

##### ① 基準資産額が500万円以上

(基準資産額＝総資産額－負債の総額)

※ 総資産額は、繰延資産および営業権(のれん)を除きます。

##### ② 基準資産額が負債の総額の1/7以上

##### ③ 現金・預金額が400万円以上

※常時雇用している派遣労働者の人数とは

過去1年間の月末における派遣労働者(日雇い労働者を含む)の平均人数。

派遣労働者とは、雇用されている者のうち、現に労働者派遣をされていると否とを問わず、労働者派遣される地位にある者をいいます。